

## 保育所等の入所に係る「利用調整基準表(優先順位)」の見直しについて

本区では、待機児童解消を最重要課題として取り組み、これまで私立認可保育所の開設を中心に積極的な定員拡大を進めており、令和4年4月の待機児童は解消する見込みであることから、指数が同点の場合の「優先順位」について以下のとおり見直しを行う。

### 1 「優先順位」に関する見直し

優先順位「10 区内の認可保育所を利用希望月から6か月以上待機している児童」の区分を廃止する。

### 2 実施時期

令和5年4月入所に係る利用調整から適用する。

#### 【参考】

##### 令和5年4月入所選考に係る今後のスケジュール（予定）

令和3年3月	全議員送付、区HP等で周知
4年4月	待機児童解消(見込み)
10月中旬	「令和5年度保育園のごあんない」配布
11月上旬	令和5年4月入所申込（第1回）受付開始
11月下旬	令和5年4月入所申込（第1回）締切
5年2月上旬	令和5年4月入所申込（第2回）受付開始、第1回結果通知発送
3月上旬	第2回結果通知発送

## 利用調整基準表「優先順位」新旧対照表

別紙

(令和5年4月入所(転園)申込から適用)

【令和4年度(令和5年2月利用調整)まで】

【令和5年度(令和5年4月利用調整)から】

番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯(階層区分A・B・C・D1・D2までの順)
2	ひとり親世帯
3	父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
4	保護者及び子ども(申込児童を除く)が、1か月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
6	子ども(兄弟姉妹を含む)が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
7	区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合
8	兄弟姉妹同時入所申込(未入所児が3人以上又は双子の世帯)の場合
9	保護者が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所で、児童の保育に従事又は従事する予定がある場合
10	区内の認可保育所を利用希望月から6か月以上待機している児童
11	養育している子ども(小学生以下)の人数の多い世帯
12	中央区に継続して在住している期間が長い世帯(保護者の在住期間が異なる場合は長いほうを基準とする)
13	当該年度分(当該年度の4月から8月までの利用調整にあつては前年度分)の所得割課税額が低い世帯



番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯(階層区分A・B・C・D1・D2までの順)
2	ひとり親世帯
3	父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
4	保護者及び子ども(申込児童を除く)が、1か月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
6	子ども(兄弟姉妹を含む)が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
7	区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合
8	兄弟姉妹同時入所申込(未入所児が3人以上又は双子の世帯)の場合
9	保護者が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所で、児童の保育に従事又は従事する予定がある場合
	<b>削 除</b>
10	養育している子ども(小学生以下)の人数の多い世帯
11	中央区に継続して在住している期間が長い世帯(保護者の在住期間が異なる場合は長いほうを基準とする)
12	当該年度分(当該年度の4月から8月までの利用調整にあつては前年度分)の所得割課税額が低い世帯

**【優先順位に関する注意事項】**

- ①番号10は、6か月以上待機している場合には、より長い月数を待機している児童が優先されます。
- ②番号11は、利用希望月の末日までに生まれている(予定を含む)子の人数です。

**【優先順位に関する注意事項】**

- ・番号10は、利用希望月の末日までに生まれている(予定を含む)子の人数です。